(ii) 拠出国委員会が要請するメモランダム又は情報が少なくとも四半期ごとに参考として銀行の理事会に送付され、又は同理事会の利用に供されるよう、当該メモランダム又は情報を準備し、又は利用に供すること。

(iii) 最終的な承認を得るため、拠出国委員会に対して、個別の業務についての提案を提出すること。

(iv) 拠出国委員会による検討のため、第四次ＭＩＦ設定協定に適合する戦略的重点分野を特定し、及び提示すること。

(v) 拠出国委員会及び基金の管理の下にある他の機関によって承認された全ての業務を実施し、及び監督すること又はその実施及び監督のための措置をとること。

(vi) 第四次ＭＩＦ設定協定第三条第三項(h)に規定する基準に基づいて業務の成果を測定する制度を実施すること。

(vii) 基金の勘定（第四条第一項(c)に定める資金の投資を含む。）を管理すること。

(viii) 知識の共有を促進し、事業計画の立案を改善し、民間部門の参加者の能力を構築し、及び開発の過程に民間部門を関与させるため、基金の業務及び活動から得られた教訓を普及させること。

(ix) 基金の業務を促進し、及びその全体の効果を高めることに寄与する第三者の資金を調達すること。

(b) 銀行は、業務又は個別の計画がＩＩＣの能力及び専門知識の範囲内にある場合には、拠出国委員会の承認を条件として、当該業務又は個別の計画の管理及び実施をＩＩＣに要請することができる。

第二項　議長及び書記

銀行の総裁は、当然に拠出国委員会の議長となる。銀行の書記は、同委員会の書記となるものとし、同委員会の作業を容易にするため、事務局としての役務、便宜その他の支援を提供する。銀行の書記は、また、同委員会の書記としての資格で、同委員会の会合を招集するものとし、会合の十四日前までに、第四次ＭＩＦ設定協定第四条第一項の規定に基づいて指名された各拠出国の代表者に対して会合の主要な書類及び議題を配布する。

第三条　寄託者の任務

第一項　協定及び文書の寄託者

銀行は、この協定、第四次ＭＩＦ設定協定、第四次ＭＩＦ設定協定第二条第一項(a)に規定する受諾書及び拠出証書並びに基金に関連する他の全ての文書の寄託者となる。

第二項　勘定の開設

銀行は、第四次ＭＩＦ設定協定第二条第二項の規定に基づく拠出国からの払込みを受領するため、基金の管理者としての銀行の勘定を設ける。銀行は、この協定に基づいて当該勘定を管理する。

第四条　銀行の権限その他の事項

第一項　基本的権限

(a) 銀行は、米州開発銀行を設立する協定（以下「憲章」という。）第七条第一項(v)の規定に基づきこの協定を実施する権限を有し、及びこの協定に基づいて引き受けた活動が銀行の目的の達成に寄与することを表明する。

(b) 銀行は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に基づくその任務を遂行するために必要な全ての行為を行い、及び全ての契約を締結する権限を有する。

(c) 銀行は、投資を行う権限に基づいて自己の資金を投資する証券と同種のものに対し、基金の資金であってその業務に必要とされないものを投資する。

第二項　注意の基準

銀行は、この協定に基づく任務を遂行するに当たり、自己の業務の管理及び運営について払う注意と同様の注意を払う。

第三項　費用

(a) 銀行、ＩＩＣ及び基金は、それぞれ、自己の活動に係る費用を負担するものとし、また、これらの機関のいずれかが他の機関に代わって活動を引き受けている場合には、必要に応じ、その活動の費用を相互に完全に払い戻す。

(b) 銀行は、基金に関連する銀行の活動及びＩＩＣの活動のための直接及び間接の費用（銀行又はＩＩＣとの間の役務水準に関する契約において特定される費用、基金の管理のために実際に費やされた時間についての銀行又はＩＩＣの職員の報酬、旅費、日当、通信費用及び直接に特定可能な他の類似の費用を含む。）であって、基金を管理する費用及び基金の業務を遂行するための費用として別個に計算され、及び記録されるものにつき、基金から払戻しを受ける。

(c) 銀行に払い戻される費用の決定及び計算の手続並びにこの項に定める費用の払戻しを規律する基準については、銀行と拠出国委員会との間の合意によるものとし、銀行又は同委員会の提案により随時見直すことができる。見直しの結果生ずる変更の適用については、銀行と同委員会との間の合意を必要とする。

第四項　各国の機関及び国際的な機関との協力

銀行は、基金の管理に当たり、基金の目的を達成すること又は基金の資金の使用の効率性を最大にすることに寄与することとなる場合には、社会開発及び持続可能な経済開発の分野において活動している官民双方の各国の機関及び国際的な機関と協議し、及び協力することができる。

第五項　事業計画の評価

銀行は、拠出国委員会の要請により行う評価に加えて、事業計画、課題別及びポートフォリオの見直しとともに、この協定に基づいて引き受けた業務のポートフォリオの評価を行い、これらの見直しの結果を同委員会に報告する。

第五条　会計及び報告

第一項　勘定の分離

銀行は、基金に係る資産、負債、収入、費用及び支出を特定できるような方法により、銀行の他の全ての業務から分離し、かつ、独立して、基金の資金及び業務に関する経理を行う。使用される会計方式は、この協定に基づいて受領した様々な資金の出所、当該資金から生ずる資金及びこれらの資金の配分を特定し、及び記録することも可能とする。基金の帳簿については、合衆国ドルにより記載するものとし、このため、通貨間の換算については、各取引の時点において有効であり、かつ、銀行が使用する為替相場に基づいて行う。

第二項　報告

(a) 銀行の事務局は、この協定が効力を有する間、毎年、銀行の会計年度の終了後百八十日以内に拠出国委員会に対して次の情報を含む年次報告を提出する。

(i) 基金の資産及び負債の報告、基金に係る累積の資金の受領及び支出の報告並びに基金の資金の出所及び使用の報告（適当な注釈を付したもの）

(ii) 基金の事業計画、計画その他の業務の進捗状況及び成果に関する情報並びに基金に提出された申請の現状に関する情報

(iii) 第四次ＭＩＦ設定協定第三条第三項(h)に規定する基準に基づく基金の業務の成果に関する情報

(b) (a)に規定する報告は、銀行が自己の業務において使用する会計原則又は拠出国委員会で承認された会計原則に従って準備されるものとし、銀行の財務諸表の監査のために銀行の総務会が指定する独立した公認会計士の事務所と同一のものの意見を付して提出される。当該独立した公認会計士の事務所の手数料については、基金の資金によって賄う。

(c) 銀行は、年次報告及び四半期ごとの報告（基金についての資金の受領、支出及び残高に関する情報を含むもの）を作成する。

(d) 拠出国委員会は、銀行又は(b)に規定する公認会計士の事務所に対し、基金の業務及び提出された監査報告に関する他の適当な情報を提供するよう求めることができる。